

## 災害廃棄物安全評価検討会・環境回復検討会 第1回合同検討会 議事要旨

- 日時 : 平成23年10月10日(月) 16:00~18:00
- 場所 : 環境省第一会議室
- 出席委員 : 鈴木座長、大垣座長、井口委員、稲垣委員、大迫委員、大塚委員、酒井委員、崎田委員、杉浦委員、田中委員、中杉委員、新美委員、古田委員、細見委員、森委員、森澤委員、森口委員
- 当省出席 : 高山大臣政務官、南川事務次官、谷津官房長  
水・大気環境局 鷺坂局長、関水環境担当審議官  
廃棄物・リサイクル対策部 伊藤部長、清水現地対策本部長  
福島除染推進チーム 森谷チーム長  
坂川企画課長、山本廃棄物対策課長、吉田適正処理・不法投棄対策室長  
牧谷土壌環境課長
- 他省出席 : 原子力被災者生活支援チーム 高島室長

※ 会議は非公開で行われ、冒頭の大臣政務官挨拶は公開された。

### 議題

#### 1. 開会

高山大臣政務官から以下のとおり挨拶があった。

本日は休日にもかかわらずお集まりいただき感謝。震災から明日で7ヶ月になるが、災害廃棄物の処理については災害廃棄物安全評価検討会における議論のおかげで一定の進捗があった。除染についても一日でも早く、福島等で除染を実施していく必要がある。本日は災害廃棄物と除染の第1回合同検討会であるが、先生方には、安全性を第一にご議論いただきたいと考えている。本日いただいた意見をもとに、廃棄物処理及び除染のスピードアップを図っていきたい。

#### 2. 除染の在り方について

- 委員から、基本方針に示される線量(追加被ばくによるものであるかどうか)、対策廃棄物、指定廃棄物等について、言葉の定義を明確にする必要があるとの意見があった。
- 委員から、指定廃棄物等の占有者とは誰なのか、また「占有者」という用語が適切なのか疑問であるとの意見があった。
- 委員から、廃棄物の再生利用に関して、重要であるためしっかり検討いただきたいとの意見があった。また、追加被ばくに関して、外部放射線と内部放射線によるものの区別が分かるよう表記すべきであるとの意見があった。
- 委員から、セメントなどの廃棄物の再生利用に関して、受け入れが厳しいのが実態であるため、国が協力方針を示す必要があるとの意見があった。また、仮置き場や中間貯蔵

施設について、ガイドライン等にて定義や期間、周辺環境への配慮、モニタリング方法等を明確に定める必要があるとの意見があった。

- 委員から、①目標について、モデル事業を行い、知見が出た段階で見直すべきであり、施行（1月1日）後半年程度で見直すことが適当、②また、相当広い面積が対象となることから、除染について総力を結集する必要がある、産業界も含めたかたちの基本姿勢を示すべきである、③研究開発の成果は確実に使えるようにして欲しい、④さらに、リサイクル可能なクリアランスレベルは、セシウムではキログラム当たり100ベクレルは非常に保守的な数字であり、年間10マイクロシーベルトを担保するものであるが、炉規法では、無制限に誰がさわってもよい基準としてそのように定めているものであり、護岸のケーソンや人が常時立ち入らない場所であれば、多少高い数値でも良いのではないか、⑤最後に、国際的にも数多くあっては困ることであり、成果について国際公共財であることを基本方針として盛り込んで頂きたいとの発言があった。
- 委員から、①地域住民の国に対する不信感があることから、地域住民の信頼に応える必要がある、②再生利用については、安全を確保しつつ、汚染をばらまくことのないようにしていただきたい、③目標値の進捗が点検できると良い、④中間貯蔵施設についての時間感覚について必要、⑤基本方針の見直し規定はその他の項目ではなく、もう少し上の項目で書いてあると良いとの発言があった。
- 委員から、①今後、処理計画・除染計画等に基づき、汚染廃棄物の処理や除染等の措置等が進んでいくだろうが、その進捗状況をどのように管理するのが重要であること、②土壌等の現場保管について、これを民間に管理させるのは大変であることから、除染実施者に責任を持たせなければならないこと、③「中間貯蔵施設及び最終処分場の確保については、国が責任を持って行うこと」とされている一方で、「用地の確保については、国、地方公共団体等が連携・協力して行うこと」とされているのはバランスを欠くため、両者を一文でまとめてはどうか、④全体的に主語が欠けている文章が見受けられるため整理が必要なのではないか、との意見があった。
- 委員から、①災害廃棄物について、例えば自治体で高濃度の焼却飛灰が出た場合の一時保管場所までの移動に関するスケジュールはどうなっているのか、②除染の実施にあたっては、自治体の職員や一般の人なども携わることが想定されるところ、彼らのキャパシティービルディングは重要な視点であること、との意見があった。また、「処理」について、「最終処分」の概念が含まれているのか、との質問があった。さらに、再生利用における考え方のうち、有償物に関する安全性の担保も重要ではないか、との意見があった。
- 委員から、①事故由来放射性物質により汚染された廃棄物のセメントや高炉セメントへの再生利用が滞っており、今の状況を打開するために基準を定める必要があるとの意見があり、再生利用が進むよう基準等を整備したいとの回答があった。②環境影響評価が

入った点は評価出来る、③基準の書きぶりに関し、進捗管理の行いにくい基準になっている、④汚染廃棄物対策地域と除染特別地域の指定に関し、項目構成に不足部分がないか不安との発言があった。

○委員から、①国全体として総力を結集して取組む旨を強調すべきとの指摘があり、国全体として総力を結集するよう追記するとの回答があった。②過去の知見を活用すべき、③3.(4)に関し、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理を行う際に測定するのは、排ガス・排水のみでなく幅広く項目を挙げて欲しい、④土壌等の除染等の措置の実施に当たって、排水による影響のみでなく幅広く項目を挙げるべきとの発言があった。

○委員から、①年間1ミリシーベルト以上の地域を対象とすると、対象が広範囲になるため、子供の生活空間等優先順位をつけて除染を進めるべき、②地域の方々への情報共有、リスクコミュニケーションが地域の方々の理解を得るために重要であり、住民参加の場を、除染を進めていく過程でどこに組み込んでいるかを提示できれば、地域の方々の安心につながる③市民の方々は最終処分場に一番関心があり、どのような手順で最終処分場に関する情報を示していくのか伝える必要があるとの発言があった。

○委員から、除染目標の50%、60%の根拠を示してほしいという発言があった。

○委員から、①事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する安全性評価として周辺住民の受ける線量が年間10マイクロシーベルト以下であるとしているが、どのようにしてこの基準値の達成を担保するのか、②災害廃棄物に関し、仮置き場への移動完了の目標期限は設定されているが、線量の目標値が設定されていない、③除染特別地域における除染はモデル事業の結果を受け、来年4月から開始することになるが、住民感覚からすれば取りかかりが遅いので、出来るところから早めに着手すべき、④仮置き場での保管は年単位になると思われるので、安全確保の指針を作るべき、⑤事業者の安全管理に関し、被ばく線量の測定のみでなく安全対策に関し対策を考慮すべき、⑥計画的避難区域で、民間による除染が既に行われているが、除染の前後での評価をおこなっていないので効果を検証できていない。除染全般に関し専門家を関与させ、除染の効果の検証を行うようにするべきとの発言があった。

○委員から、現在、住民は国や専門家、科学技術等に対して不信感を抱いているため、国で全体像を把握して情報提供をできるような中枢機関を設置し、基本方針に対するロードマップや進捗状況等を適宜整理し情報提供することにより、不信感を取り払うことが大事であるとの意見があった。また、除染のプライオリティの付け方が重要であり、全体像を把握して実施していく必要があるとの発言があった。

○環境省から、指定廃棄物は対策地域外の廃棄物のことであること、3.(3)の廃棄物の処理については処分の概念も含まれている。中間貯蔵施設は6.(1)に記載していると

の発言があった。

- 環境省から、①再生利用の重要性をご指摘いただき感謝。人の近づかないような場所での再利用について検討していきたい、②再生利用に当たって、覆土をすれば年間 10 マイクロシーベルトを達成できるものもあるとの発言があった。
- 環境省から、①中間目標として 1 ミリシーベルト以外の数値を示すことは困難である。  
②中間貯蔵施設のロードマップを今月中に示す予定であるとの発言があった。
- 環境省から、モデル事業をもっと早く行うべきとの意見に対して今年度中には着手したい、P 6 の 4. (3) ②について「地域」は「区域」の誤りである旨発言があった。
- 委員から、民間の土地を除染する場合、除染の実施者が除染の責任を負うべきで土地の所有者は除染に伴う土地の使用制限等の負担を受忍するものとするのが適当との発言があった。
- 委員から、「処理等に伴い周辺住民の受ける線量が年間 1 ミリシーベルトを超えないようにすること」「処分施設の周辺住民の受ける線量が年間 10 マイクロシーベルト以下であること」の値について、より丁寧に説明し、誤解を招かないようにすることが必要であるとの意見があった。排ガス、排水のモニタリングを行う技術に関しても検討を行うべきとの指摘があった。
- 委員から、①広域処理の体制について基本方針の中に書き込んでいただければと思う、  
②年間 1 ミリシーベルト以下を目指すという表現は長期的な安心をもたらすものであり、この表現は残しておいて欲しいとの発言があった。
- 委員から、追加的な線量について記載する場合には、整合性のある運用をお願いしたいとの発言があった。
- 委員から、①オールジャパンで行うことを明記すること、②調査研究も日本原子力研究開発機構のみを例示として出す必要は必ずしもないのではないか、③海外からの知恵も入れていくべきであるとの発言があった。
- 環境省から、①オールジャパンで行うことは明記すること、②現在 IAEA のミッションが日本に来ており、基本方針についてリコメンデーションをもらう予定であるとの発言があった。
- 環境省から、(廃棄物の広域処理についても基本方針に書き込むべきという意見に対し、) 現在、非常に低レベルでも受け入れる自治体が少ない状況であるため、特定廃棄物の広域処理を記載することにより、住民に不安を与えてしまうおそれがあるため、書くこと

は難しいと考えているとの発言があった。

○委員から、廃棄物の焼却の基準を示すほうがよいとの発言があった。

○委員から、国一丸となって取組むとの表現の中に、国民も一緒に汗をかく一員として入れてもよいのではないかとの指摘があった。またそのためにもマスコミと有効的な情報共有を行い、国民と一体となって改善へ取り組むムードを作っていくべきとの指摘があった。

○委員から、基本方針について、これから新しい情報も得られてくるため、適宜変更するべきであるとの意見があった。また、検討会の場に IAEA の方も入っていただいているかどうかとの意見があった。

○委員から、土壌等の除染等の措置に関する基本的事項について、環境破壊をしないように配慮する旨を記載するべきであるとの意見があった。

○委員から、追加被ばく線量 1 ミリシーベルトの考え方について、サーベイメータの測定結果は 1 センチメートル線量当量である一方、毎時 0.04 マイクロシーベルトという大地からの放射線については実効線量であるため、1 センチメートル線量等量の 0.06 マイクロシーベルトを用いる方がより適切ではないかとの意見があった。また、福島県内では過去にモナズ石の鉱山が存在したとの記録があることから鉱山付近にて大地からの放射線量の高い地域が存在する可能性があるため、追加被ばく線量と自然放射線をそれぞれ区別して取り扱う必要があるとの意見があった。

## 閉会

高山大臣政務官より、以下の総括があった。

本日頂戴したご意見を踏まえて基本方針を修正して参りたい。放射性物質による広範な環境汚染は世界的にも前例のほとんどない困難な課題であるため、コミュニケーションを重視しつつ、オールジャパンで日本の総力を結集して国民の皆様の不安を解消していきたい。これまで環境省は放射性物質を取り扱ってこなかったのは事実だが、化学物質や重金属などの環境問題を解決してきた実績もある。今後基本方針等の見直しもあると思うが、協力をお願いしたい。

(以上)